

聖籠町告示第1号

聖籠町子ども家庭総合支援拠点設置要綱を次のように定める。

令和 2年 1月24日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町子ども家庭総合支援拠点設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定に基づき、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行う聖籠町子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）の設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 支援拠点は、聖籠町子ども家庭相談センターに設置する。

(支援対象者)

第3条 支援拠点が支援する対象者は、町内に所在するすべての子ども及びその家庭並びに妊産婦等とする。

(業務内容)

第4条 支援拠点における主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
- (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- (3) 関係機関との連絡調整業務
- (4) その他必要な支援に関する業務

(職員の配置)

第5条 支援拠点には、常時2名以上の子ども家庭支援員（「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する子ども家庭支援員をいう。）のほか、必要な職員を置く。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、運営上必要な事項については町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。